

指定寄附制度における個人住民税控除について

平成31年2月吉日

宗教法人湊神社

平素より当社の再建復旧事業にご理解ご支援を頂き厚く御礼申し上げます。宮城県より県内の指定寄附者の皆様に下記につきまして周知する旨通知がございましたのでお知らせいたします。

記

1、宮城県に住所を有する個人の方

当社への指定寄附金は宮城県の個人県民税の税額控除対象となります。

イ) 寄附金控除の対象となる寄附者

寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した翌年の1月1日現在、宮城県に住所を有する方。

ロ) 控除額

当社に支払った寄附金額から2千円を引いた金額の4%（仙台市に住所を有する方は8%）

※他に寄附金税額所対象団体へ寄附を行っている場合はその合計額となり、控除対象となる寄附金の限度額は総所得金額の30%です。

詳細は宮城県税務課へお問い合わせください。

2、名取市に住所を有する個人の方

当社への指定寄附金は名取市の個人市民税の税額控除対象となります。

イ) 寄附金控除の対象となる寄附者

寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した翌年の1月1日現在、名取市に住所を有する方。

ロ) 控除額

当社に支払った寄附金額から2千円を引いた金額の6%

※他に寄附金税額所対象団体へ寄附を行っている場合はその合計額となり、控除対象となる寄附金の限度額は総所得金額の30%です。

詳細は名取市税務課にお問い合わせください。

3、寄附金控除を受けるには申告が必要です

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。
- ② サラリーマンまたは年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする方の寄附金控除の申告については寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の市町村に対し「市民税・県民税申告書」を提出してください。
- ③ 申告の際、当社が交付いたしました寄附金受領証明書を添付してください。
- ④ 寄附金を支出した年の翌年の1月1日前に宮城県以外に転居した場合、転居先の都道府県において寄附金の指定がされていない場合は控除が受けられません（他都道府県での指定はされておりませんが詳細は各都道府県にご確認ください）
- ⑤ 寄附時点の住所地が宮城県外であっても、寄附金を支出した年の翌年の1月1日前に宮城県に転居した場合、県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

以上